

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 02-01-01	事務事業名 行政財産の目的外使用許可に関する事務	所管部課 総務部 管財課
-------------------	-----------------------------	--------------------

施策コード 協2-3	施策名 健全な自治体経営の推進	施策目標 コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。
---------------	--------------------	---

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	地方自治法に基づく行政財産の貸付等に関する事務であり、公有財産を適正に管理することを目的としたものである。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 行政財産は行政目的に供されることが本来の役割であるが、その用途又は目的を妨げない限度において、行政目的以外での使用を認めることが可能であり、この場合の申請に基づく許可を与えている。新規案件の場合は、行政財産管理委員会において内容を審議し、許可を行うこととなる。各行政財産を管理する所管部課は、許可を行うとともに、行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収する。	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
事業費(A)		0	0	0	0
国庫支出金・都支出金		0	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0
其他(使用料による歳入(-で表記))		585	330	833	0
一般財源		-585	-330	-833	0
所要人員(B)	人	0.05	0.05	0.05	0
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	408	404	404	0
臨時職員賃金等(C')	千円	0	0	0	0
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	408	404	404	0
単位当たりコスト (E)=(D)/(許可件数)	千円	7	9	8	0

活動等指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
① 受理件数	実績値 件	58	45	49	50
② 行政財産管理委員会審議件数	実績値 件	3	3	3	
《指標の説明・数値変化の理由 など》					
①管財課で受理した行政財産使用申請の件数。平成20年度は複数年の許可案件(電柱・受電設備等の埋設物)があったため、21年度以降よりも件数が多い。					
成果指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度
一 許可件数	目標値 件	58	45	49	50
	実績値 件	58	45	49	
二 収入額(市全体)	目標値 千円	7,137	7,017		
	実績値 千円				
《指標の説明・数値変化の理由 など》					
許可件数は、管財課への行政財産の使用申請に対しての許可件数を表記した。					
収入額については、市全体の収入額を表記した。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	特になし。
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下 行政財産使用許可に関する事務は他市も同様に行われているが、平成18年の地方自治法改正以降、飲料水の自動販売機や駐車場の管理等について行政財産使用許可から貸付への転換を行っている自治体がある。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 貸付等 平成19年より行政財産を貸し付ける要件が拡大した

事業コード 02-01-01	事務事業名 行政財産の目的外使用許可に関する事務	所管部課 総務部 管財課
-------------------	-----------------------------	--------------------

施策コード 協2-3	施策名 健全な自治体経営の推進	施策目標 コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。
---------------	--------------------	---

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度 (緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>地方自治法に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。使用料の減免について、行政財産使用料条例の中での規定と、行政財産管理に関する運用方針により適用内容について適正な取扱いとなっている。平成18年度の地方自治法の一部改正により、行政財産の貸付の要件が拡大された。このことに伴い、現在目的外使用許可で設置されている自動販売機等の一部の案件については、一般入札方式による貸付方式なども可能となった。今後、現在の目的外使用の実施状況について整理を行い、貸付による財産収入の向上を図ることへの事業転換も検討したい。</p>
	事業の必要性	3	<input type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	■ 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	1	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度 (緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>現状では、条例及び運用方針に基づいて、適正に事務が執行されていると思われるが、多くの自動販売機が福祉団体等により設置されているため、使用料が免除となっている。これらの団体の活動を支援するために設置を許可することを否定するものではないが、一方で歳入確保のためには、行政財産をより有効に活用することも検討する必要がある。特に、法改正により可能となった行政財産の貸付制度と併せて一般競争入札により事業者を選定することで、歳入確保の面で大きな成果を挙げている団体の事例もあることから、今後は本市でも、各施設の特性を踏まえた貸付制度の積極的な活用を検討すべきである。</p>
	事業の必要性	2	<input type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	■ 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	1	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>これまでも行政財産の目的外使用許可に関する事務は適切に執行されてきたところだが、本市の厳しい財政状況を踏まえれば、法改正により可能となった行政財産貸付制度の活用により、新たな歳入創出にも意欲的に取り組んでいくべきである。</p> <p>特に、二次評価にも記載のある公募・入札による自動販売機の設置については、他の自治体でも収益獲得につながった取組事例が多く見られ、市民への負担増なく市の増収を図ることが期待できることから、まずは新規施設における自動販売機の新設を念頭に、可能な限り速やかに実施に向けた検討を進められたい。</p>